## 違反対象物の公表制度

建物を安心して利用していただくために、重大な消防法令 違反のある建物を吉川松伏消防組合ホームページ等で<u>平成</u> 3 0年10月1日から確認できる制度です。

公表の対象	特定用途防火対象物(飲食店、物品販売店、旅 館、病院などの不特定多数の人が出入りする建物)		
公表の対象となる違反内容	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災 報知設備の設置義務が生じる建物で、これらの設備 が全く設置されていない違反		
公表の方法	吉川松伏消防組合ホームページ 消防署及び分署での閲覧		

## 公表までの流れ



公表は立入検査結果の通知から14日経過した日においてなお当該違反が認められる場合となり、違反が是正されるまでの間、継続します。

## ◎公表の対象となる防火対象物

## (消防法施行令別表第1から抜粋)

項	別	用途	項別		用途
1 項	イ	劇場・映画館等	5 項	イ	旅館・ホテル等
	п	公会堂・集会場	6 項	イ	病院・診療所等
2 項	イ	キャバレー・ナイトクラブ		п	老人ホーム等
		等			
	п	遊技場・ダンスホール		ハ	デイサービス・保育園等
	ハ	風俗関連営業店舗等		1]	幼稚園等
	=	カラオケボックス等	9項	イ	蒸気浴場等
3 項	イ	料理店等	16項	イ	複合用途(特定用途部分を有する
					もの)
	ロ 飲食店 16の2項		項	地下街	
4項		百貨店・マーケット等	16の3項		準地下街

詳しい内容は消防本部予防課までお願いします。 電話 048-982-3919(直通) 土日祝日を除く 8時30分~17時まで